



九運消情第 3 号
平成27年 8月13日

(一社) 長崎県建設業協会会長 殿

九州運輸局長
竹田 浩



優良運輸事業者の積極的活用について（依頼）

時下ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

日頃より、国土交通行政の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申しあげます。

さて、運輸事業におきましては、最も優先すべきは、「安全・安心」の確保であり、また、環境対策に積極的に取り組むことも運輸事業者の社会的使命であります。

九州運輸局では、運輸安全マネジメントの推進、事業監査などを通じて事業許可後の事後チェックを的確に実施し、運輸事業の「安全・安心」の確保及び「環境対策」の推進に取り組んでいるところです。

しかしながら、運輸事業者が第一当事者となる全国の死亡事故件数を見てみると、平成23年度までは減少していますが、それ以降は増加傾向となっています。

平成24年4月には、高速道路の防音壁に衝突した関越自動車道の高速ツアーバス事故（死者7名、乗客38名重軽傷）、平成26年3月には、バス運転手意識喪失により停車中の大型トラック側面に衝突した北陸自動車道高速乗合バス事故（死者2名、乗客26名重軽傷）により多くの死傷者が発生しています。

九州管内の事業用自動車による重大事故は、平成24年は644件、死者99名、平成25年は636件、死者100名、平成26年は617件、死者90名となっています。

国土交通省におきましては、事故防止に向けて、「事業用自動車総合安全プラン2009」、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」、「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用のガイドライン」を策定するとともに、貸切バスの運賃・料金については、平成26年4月1日から安全コストを反映させた新たな運賃・料金制度へ移行しております。

このような中、種々の取り組みを補うものとして、九州運輸局では、平成24年7月31日に「九州運輸局所管優良事業者等利用促進協議会」を設立し、安全確保・環境保全の取り組みに関して、国や運輸関係団体では、優良な事業者等を認定・認証する制度等を実施しておりますが、その周知を図り、関連情報を提供することを通じて、優良運

輸事業者の利用について、関係機関にお願いしているところです。

つきましては、関係各位におかれましては、貸切バス、タクシー、トラック等の運輸事業者を利用する場合には、安全・安心な当該認定・認証を受け安全・安心な輸送サービスを提供している者を利用することについてご配慮をいただくとともに、運輸事業の「安全・安心」の確保、「環境対策」の推進にご理解をいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、広報誌において周知していただける場合の周知文例をご用意しましたので、ご参考になれば幸いです。

※ 優良事業者につきましては当運輸局ホームページにおきましても情報提供しております（本依頼分の内容についてもホームページに掲載しております。）。

九州運輸局で検索し、トップページから「優良事業者を利用しましょう」のバナーをクリックして下さい。

- ・「九州運輸局ホームページ」 <http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/>
- ・「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」
http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000011.html
- ・「九州運輸局行政処分状況」 <http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/jigousya/body.htm>
- ・「国土交通省処分歴検索サイト」 <http://www.mlit.go.jp/nega-inf/>
- ・「貸切バスの新運賃・料金制度」
http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/osirase/file001_022/2014-0423-ryokaku01-1.htm

(問い合わせ先)

九州運輸局交通政策部

消費者行政・情報課 宮寄、辛島

電話：092-472-2333